

(様式第 3 号)

令和 7 年 月 日

五島市教育長 村上 富憲 様

住 所
氏 名

印

誓 約 書

「五島市中学生国外体験学習事業業務」に応募するにあたり、下記の「応募をする者として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

応募をするものとして不適当なもの

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として平成 24 年 3 月 30 日長崎県公安委員会規則第 5 号第 4 条の各号により定めるものをいう。）であるとき。
2. 応募、採択及び実践する者として不適当な行為をする者
 - （1）暴力的な要求行為を行う者
 - （2）法的な責任を超えた不当要求行為を行う者
 - （3）応募、採択、実践に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - （4）偽計又は威力を用いて担当者等の業務を妨害する行為を行う者
 - （5）その他各号に準ずる行為を行う者